

(規則第19条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証 (新規・更新)

許可第3-14号

伊達市南黄金町48番地11
有限会社イチユウ岩商
取締役 岩佐 望 様

令和4年2月22日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、伊達市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第19条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和4年3月8日

伊達市長 菊谷 秀



記

| 区 分 | 内 容 |
|-------------|---|
| 事業所の所在地 | 伊達市南黄金町48番地11 |
| 事業所の名称 | 有限会社イチユウ岩商 |
| 取扱廃棄物の種類 | 一般廃棄物(事業系) |
| 収集、運搬及び処分の別 | 収集、運搬 |
| 営業の区域 | 伊達市内 |
| 許可の期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和6年3月31日 |
| 許可の条件 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに伊達市廃棄物の減量及び処理に関する条例を遵守すること。 |
| 備考 | ※取扱廃棄物については、原則として事業系一般廃棄物とするが、市が認める特段の場合に限り、家庭系一般廃棄物の収集運搬を認めるものとする。 |